

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月4日（平成28年（行情）諮問第213号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第443号）

事件名：我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会懇談会に政府が提出した資料の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会懇談会に政府が提出した資料の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる67文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年11月6日付け防官文第17674号により防衛大臣（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件異議申立てと同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮問庁も過去における開示決定（防官文第17119号。25.12.25）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 「ノート部分」が欠落している可能性がある。

平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたように、本件対象文書のようにプレゼンテーションソフトウェアを利用して作成されているものがあれば、他の電磁的記録形式に変換した際に「ノート部分」が削除されてしまう可能性がある。

諮問庁の理由説明書ではこの危険性を全く念頭に置いていないようなので、審査会において確認を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式の文書とPDFファイル形式以外の文書が混在しており、PDFファイル形式の文書についてはそれ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているのか確認をするよう求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年3月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月4日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月27日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書67である。

異議申立人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、全て電磁的記録であり、PDF形式とPDF形式以外の文書である。

イ 文書7ないし文書9、文書11ないし文書19、文書21ないし文書23、文書25、文書31、文書35ないし文書48、文書50ないし文書56及び文書58ないし文書67は、防衛省の関係部署において作成したPDF形式以外の電磁的記録である。このうち、文書25、文書36、文書40ないし文書42、文書45、文書47、文書50ないし文書55、文書59、文書61ないし文書65及び文書67は、プレゼンテーションソフトを用いて作成した文書であるが、ノート部分は存在しない。

ウ 文書1ないし文書5、文書10、文書20、文書24、文書26及び文書27は、いずれもPDF形式の部分とPDF形式以外の部分により構成されている。このうち、PDF形式の部分については、衆・参議院の速記録等であり、衆・参議院記録部から紙媒体で入手した文書等をスキャナで読み取って作成したもので、防衛省において当該PDF形式以外に電磁的記録は保有していない。

エ 文書6、文書28ないし文書30、文書32ないし文書34、文書49及び文書57はPDF形式の電磁的記録である。

(ア) そのうち、文書6、文書32及び文書33は、防衛省の関係部署においてPDF形式以外の電磁的記録で作成したものであるが、完成後にPDF形式とした後は、元の電磁的記録は誤編集防止のため廃棄した。

(イ) 文書28ないし文書30及び文書34は、いずれも衆・参議院の速記録とそれ以外の部分で構成されており、このうち、衆・参議院の速記録以外の部分は、防衛省の関係部署がPDF形式以外の電磁的記録で作成したものであり、衆・参議院の速記録は、衆・参議院の記録部から紙媒体で入手したものである。衆・参議院の速記録以外の部分と速記録を一つの行政文書にまとめるため、両者はPDF形式に変換されたものであり、衆・参議院の速記録以外の部分の元の電磁的記録は誤編集防止のため廃棄した。

(ウ) 文書 49 は、防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会の委員が作成した資料であり、文書 57 は、厚生労働省作成の事務連絡である。いずれも、PDF 形式で防衛省が入手したものであり、PDF 形式以外の電磁的記録は防衛省において保有していない。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は PDF 形式と PDF 形式以外の文書から成ると認められ、PDF 形式の電磁的記録については、その入手方法及び作成目的等を踏まえると、PDF 形式以外に電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)ウ及びエの説明が不自然、不合理とはいえず、他に PDF 形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 平成 27 年 7 月 10 日の穀田恵二議員の指摘事項について（平成 27 年 8 月 21 日。防衛省）
- 文書 2 徴兵制度が憲法上認められない理由について（平成 27 年 7 月 3 日 内閣法制局 防衛省）
- 文書 3 平成 27 年 8 月 4 日の中西健治議員の指摘事項について（平成 27 年 8 月 18 日 内閣法制局 防衛省）
- 文書 4 昭和 47 年 10 月 14 日の政府資料「自衛行動の範囲について」と、横畠内閣法制局長官の、昭和 47 年 10 月 14 日の政府資料「集団的自衛権と憲法との関係」における当時の事実認識として、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に当たるのは、我が国に武力攻撃が発生した場合のみであるとの発言との関係について（平成 27 年 8 月 25 日 内閣官房 内閣法制局 防衛省）
- 文書 5 先制攻撃と集団的自衛権について（平成 27 年 6 月 19 日 内閣官房 外務省 防衛省）
- 文書 6 平成 10 年 2 月 26 日衆議院予算委員会での高野政府委員答弁についての政府統一見解（平成 27 年 6 月 2 日 内閣官房 外務省 防衛省）
- 文書 7 平成 27 年 6 月 5 日の重徳和彦議員の指摘事項について（平成 27 年 6 月 29 日 防衛省）
- 文書 8 平成 27 年 6 月 5 日の吉村洋文議員の指摘事項について（平成 27 年 7 月 1 日 防衛省）
- 文書 9 平成 27 年 6 月 19 日の宮本徹議員の指摘事項について（平成 27 年 7 月 10 日 防衛省）
- 文書 10 平成 27 年 6 月 26 日の太田和美議員の指摘事項について（平成 27 年 7 月 13 日 防衛省）
- 文書 11 平成 27 年 6 月 26 日の塩川鉄也議員の指摘事項について（平成 27 年 7 月 14 日 防衛省 内閣官房国家安全保障局 内閣法制局）
- 文書 12 ホルムズ海峡における他国による機雷の掃海と「第二要件」及び事実上の停戦段階における現行法に基づく機雷の掃海の可否について（平成 27 年 7 月〇日 内閣官房 外務省 防衛省）
- 文書 13 平成 27 年 7 月 10 日の岡田克也議員の指摘事項について（平成 27 年 8 月 21 日 防衛省）
- 文書 14 平成 27 年 6 月 1 日の玄葉光一郎議員の指摘事項について（平成 27 年 6 月 19 日 防衛省）

- 文書 1 5 平成 3 年におけるペルシャ湾への掃海艇等派遣に要した時間と今後の対応について（平成 2 7 年 7 月 1 5 日 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 6 平成 2 7 年 6 月 2 9 日の緒方林太郎議員の指摘事項について（平成 2 7 年 8 月 2 1 日 防衛省）
- 文書 1 7 平成 2 7 年 7 月 1 3 日の後藤祐一議員指摘事項について（法律上の撤収義務）（平成 2 7 年 7 月 1 5 日 内閣官房 防衛省）
- 文書 1 8 平成 2 7 年 7 月 8 日の原口一博議員の指摘事項について（平成 2 7 年 8 月 2 1 日 防衛省）
- 文書 1 9 平成 2 7 年 8 月 3 日の吉田忠智議員の指摘事項について（平成 2 7 年 8 月 1 1 日 防衛省）
- 文書 2 0 専守防衛の定義が変化したかについて（平成 2 7 年 8 月 1 8 日 防衛省）
- 文書 2 1 平成 2 7 年 8 月 1 1 日の大塚耕平議員の指摘事項について（自衛隊法第 3 条，第 7 6 条及び第 8 8 条関連）（平成 2 7 年 8 月 1 9 日 防衛省）
- 文書 2 2 平成 2 7 年 8 月 1 1 日の大塚耕平議員の指摘事項について（我が国が保有を禁止し，または政策上提供しない武器・弾薬を搭載している航空機への給油）（平成 2 7 年 8 月 2 1 日 防衛省 内閣官房）
- 文書 2 3 米国イージス艦が通常単独で行動するか否かについて（平成 2 7 年 8 月 日 内閣官房 防衛省）
- 文書 2 4 我が国の領海及び領海に近接する公海等において邦人が乗船している艦船等が警察能力では対応できない危機に瀕したときに，防衛大臣として自衛隊法第 7 6 条の防衛出動を発動することはあり得るのかについて（平成 2 7 年 9 月 4 日 防衛省 内閣官房）
- 文書 2 5 平和安全法制案について 2 7 年 6 月 海上幕僚監部防衛課 幹部学校作戦法規研究室
- 文書 2 6 平成 2 5 年度及び 2 6 年度版防衛白書における「専守防衛」に関する英文の記述の和訳について（平成 2 7 年 8 月 1 9 日 防衛省）
- 文書 2 7 平成 2 7 年度版防衛白書における「専守防衛」に関する英文の記述の原案について（平成 2 7 年 8 月 1 9 日 防衛省）
- 文書 2 8 平成 2 7 年 6 月 1 日の前原誠司議員の指摘事項について（平成 2 7 年 6 月 2 2 日 防衛省）
- 文書 2 9 平成 2 7 年 7 月 8 日の畑野君枝議員の指摘事項について（平成 2 7 年 8 月 2 1 日 防衛省）
- 文書 3 0 平成 2 7 年 8 月 1 9 日の小池晃議員の指摘事項について（平成 2

- 7年8月25日 防衛省)
- 文書31 平成27年6月19日の宮本徹議員の指摘事項について(平成27年7月13日 防衛省)
- 文書32 平成21年度米空軍演習(レッド・フラッグ・アラスカ)への航空自衛隊の参加について(2009年10月の米国アラスカ州における多国間軍事演習レッドフラッグ・アラスカの訓練実態が分かる資料)(平成28年8月21日 防衛省)
- 文書33 平成25年度米陸軍戦闘訓練センター(CTC)における訓練成果(26.2.27 教育訓練課)
- 文書34 平成27年8月26日の山本太郎議員の指摘事項について(平成27年9月4日 防衛省)
- 文書35 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会〔第1回〕 議事次第
- 文書36 第1回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 配席図
- 文書37 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会委員(資料1)
- 文書38 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会開催要領(資料2)
- 文書39 「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会」の議事内容の公開について(資料3)
- 文書40 自衛隊の第一線救護における適確な救命について 平成27年4月 防衛省(資料4)
- 文書41 第一線救護における適確な救命のために必要となる緊急の処置について(資料5)
- 文書42 検討会開催スケジュール(案)(資料6)
- 文書43 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)(参考資料1)
- 文書44 救急救命士法(平成三年四月二十三日法律第三十六号)(抄)(参考資料2)
- 文書45 救急救命処置の範囲(参考資料3)
- 文書46 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会〔第2回〕 議事次第
- 文書47 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 配席図
- 文書48 第1回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会議事要旨(案)(資料1)
- 文書49 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する

- 検討会 「R o l e の役割と特徴」（佐々木座長作成資料）（資料2）
- 文書50 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年6月17日） 第一線救護の状況（資料3）
- 文書51 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年6月17日） 後送体制及び後方の医療能力（資料4）
- 文書52 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年6月17日） 第一線において適確な救命のために新たに必要となる緊急の処置のエビデンス（資料5）
- 文書53 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年6月17日） 第一線において、衛生科隊員が医療行為を行う体制について（資料6）
- 文書54 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年6月17日） 有事緊急救命処置（仮称）のための教育・訓練（資料7）
- 文書55 第2回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年6月17日） T C C C について（資料5以外）（参考資料1）
- 文書56 関連論文一覧（参考資料2）
- 文書57 救急救命士の特定行為の取扱いについて（事務連絡。平成23年3月17日）
- 文書58 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会〔第3回〕 議事次第
- 文書59 第3回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 配席図
- 文書60 第2回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会議事要旨（案）（資料1）
- 文書61 第3回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年7月23日） 防衛省コンバット・メディカルコントロール（仮称）体制（案）（資料2）
- 文書62 第3回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年7月23日） 有事緊急救命処置（仮称）のプロトコール（案）（資料3）
- 文書63 第3回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年7月23日） 有事緊急救命処置（仮称）のための教育カリキュラム（案）（資料4）
- 文書64 第3回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する

- 検討会（平成27年7月23日） 第一線救命隊員（仮称）の認定（案）（資料5）
- 文書65 第3回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年7月23日） 第一線救護に付随する事項（資料6）
- 文書66 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会－報告書（骨子）（案）－（資料7）
- 文書67 第3回防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（平成27年7月23日） 各処置の実施要領（案）（参考資料）